

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等に係る業務方法書

佐賀県耕作放棄地対策協議会

(目的)

第1条 本業務方法書は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産省事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、佐賀県耕作放棄地対策協議会（以下「県協議会」という。）が行う耕作放棄地再生利用緊急対策に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、実施要領、交付要綱、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等の交付決定に当たって九州農政局長から付された条件その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続きに従って、資金を安全に管理しつつ、実施要綱第2の1の耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）の交付及びその他の業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

2 県協議会は、地域耕作放棄地対策協議会（以下「地域協議会」という。）が、実施要綱、実施要領、その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続きに従って再生利用交付金に係る事業を実施する場合、地域協議会に対して再生利用交付金を交付するものとする。

(県協議会における再生利用交付金の管理方法)

第3条 県協議会は、国から交付された再生利用交付金について、全額を資金として積み立てるものとし、耕作放棄地再生利用交付金会計（再生利用活動等）及び耕作放棄地再生利用交付金会計（再生利用活動付帯事業）を設けて経理するものとする。

2 県協議会は、1項の資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。また、平成30年度末に第1項の資金に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

(地域協議会における再生利用交付金の管理方法)

第4条 地域協議会は、県協議会から交付された再生利用交付金について、耕作放棄地再生利用交付金会計（再生利用活動）と耕作放棄地再生利用交付金会計（施設等補完整備）と耕作放棄地再生利用交付金会計（再生利用活動付帯事業）に区分して経理するものとする。

2 地域協議会は、県協議会から交付された再生利用交付金以外の資金（実施要綱別紙1第3の5の所有者から徴収する負担金等）を国実施要綱別紙1第1の取組に充てる場合には、別の勘定を設けて再生利用交付金と区分して経理するものとする。

3 地域協議会は、実施要領別紙第5の2に基づき、再生農地に係る耕作状況報告書を作成し、毎年6月30日までに県協議会長に提出するものとする。

4 地域協議会は、第1項の再生利用交付金及び第2項の再生利用交付金以外の資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。また、再生利用交付金について、各年度末に残額が生じたときは、当該残額を翌年度に繰り越すものとし、平成30年度末においては、当該残額を県協議会に返還するものとする。

(地域協議会から県協議会への交付申請に関する事項)

第5条 地域協議会長は、再生利用交付金の交付について、様式第1号により県協議会長に申請するものとする。

(県協議会から地域協議会への交付に関する事項)

第6条 県協議会長は、地域協議会長から前条の申請があり、その内容が適正であると認めるときは、様式第2号により、交付条件を付して交付額を通知するものとする。

(農業者又は農業者等の組織する団体等から地域協議会への交付申請に関する事項)

第7条 農業者又は農業者等の組織する団体等(以下「農業者等」という。)は、再生利用交付金の交付について、様式第3号により地域協議会長に申請するものとする。

(地域協議会から農業者等への交付に関する事項)

第8条 地域協議会長は、農業者等から前条の申請があり、その内容が適正であると認めるときは、様式第4号により、交付条件を付して交付額を通知するものとする。

(農地の所有者に賃貸料収入が生じる場合の措置)

第9条 地域協議会は、国実施要綱第1の1(1)の支援の対象とする農地の所有者に賃貸料収入が生じる場合、再生利用活動の取組初年度からの5年間における賃貸料収入相当額を、原則として地域協議会と所有者が協議して定める額を当該所有者から徴収し、国実施要綱第1の1(1)の取組に係る経費に充てるものとする。その際、地域協議会長と所有者との間の確認事項は様式第5号を参考とするものとする。

(見積合わせ等を行った場合の報告)

第10条 地域協議会長は、交付金等の交付決定後又は交付金交付決定前着工届け出後、地域協議会や農業者等が2者以上の見積合わせ又は入札を行った場合は、速やかにその結果を様式第6号により、県協議会に報告するものとする。

(実績の報告)

第11条 地域協議会長は、実施要綱別紙1第5の2により実績報告書を作成し、事業実施翌年度の4月5日までに県協議会長に提出するものとする。

2 農業者等は、国実施要綱別紙1第5の1により実績報告書を作成し、地域協議会長の定める日までに地域協議会長に提出するものとする

(検査)

第 12 条 県協議会長は、地域協議会長より前条第 1 項に規定する実績報告の提出を受けたときは、必要に応じて、検査を行うものとする。

2 地域協議会長は、農業者等より前条第 2 項に規定する実績報告の提出を受けたときは、遅滞なく、検査を行うものとする。

(額の確定)

第 13 条 県協議会長は、第 11 条第 1 項の実績報告書を確認した結果、実施要綱、実施要領及び交付要綱に適合すると認めるときは、額を確定し、様式第 7 号により地域協議会長に対し通知するものとする。

2 地域協議会長は、第 11 条第 2 項の実績報告書を確認した結果、実施要綱、実施要領及び交付要綱に適合すると認めるときは、額を確定し、様式第 8 号により農業者等に対し通知するものとする。

(額の支払)

第 14 条 県協議会長は、第 3 条第 1 項の再生利用交付金について、前条第 1 項の規定により額が確定した後、地域協議会長からの請求書（別紙様式 9 号）を受理した場合は、速やかに、当該地域協議会に交付するものとする。ただし、実施要綱別紙 1 第 1 の取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じその事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、概算払により交付できるものとする。

2 地域協議会長は、第 4 条第 1 項の再生利用交付金及び同条第 2 項の再生利用交付金以外の資金について、前条第 2 項の規定により額が確定した後、農業者等からの請求書（別紙様式 10 号）を受理した場合は、速やかに、当該農業者等に交付するものとする。ただし、実施要綱別紙 1 第 1 の取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じその事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、概算払により交付できるものとする。

(事業の実施状況の報告)

第 15 条 地域協議会長は、事業実施年度の翌年度から 5 年間、毎年度、実施状況報告書（別紙様式 11 号）を作成し、5 月末までに県協議会長に報告するものとする。

2 県協議会長は、前項に基づき提出された状況報告の内容について、必要に応じて地域協議会に改善指導を行うこととする。

(再生活動付帯事業)

第 16 条

県協議会は、実施要綱に基づく再生事業付帯事業の取組について地域協議会に交付する場合には、地域協議会あたり 6 万 7 千円を限度に交付するものとし、さらに当該年度に要綱別紙第 1 の 1 及び 2 の取組に係る再生利用交付金として執行が見込まれる額が 670 万円を超える場

合には、670万円を超える額の0.67%を加算する。ただし、加算後の額の上限は、地域協議会あたり34万円とする。

附 則

この業務方法書は、平成21年5月25日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成21年8月18日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成22年5月20日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成23年5月19日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成26年3月28日から適用する。